

「八尾あきんど商品券（八尾市地域商品券）」 登録店の手引き

商品券の取扱い（注意事項）

商品券の有効期間は、5月28日（木）～8月31日（月）です。

（有効期間をこえた商品券は、使用できません。受け取りは、拒否してください。）

有効期間中は、必ず のぼり、ポスター を 掲示してください。

商品券を持ってこられたら、現金と同等に取り扱い、物品の販売、サービスの提供等を行ってください。

現金との引き換え や つり銭 は ご容赦ください。

使用済商品券 には、必ず 受領店舗名 を 署名 または 押印してください。（ゴム印可）

万一偽造券を発見した場合は、すぐに実行委員会 事務局（TEL：922-6050）まで連絡ください。

登録店が不正な行為を行った場合は、登録店資格を取り消します。

換金方法

< 換金に必要なもの >

換金証明証

記入・押印済の換金伝票（または印鑑）

受領店舗名を署名・押印した「使用済商品券」

～ の一つでも忘れた場合は、受け付けできません。

換金日時・場所等については、各団体の役員の指示に従ってください。

お問合せ：八尾市地域商品券発行事業実行委員会 事務局

TEL：922-6050

平日 午前10時～午後4時